



排出できないもの 家電リサイクル法による対象品目

テレビ

冷蔵庫・冷凍庫

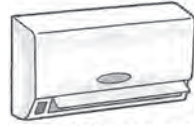
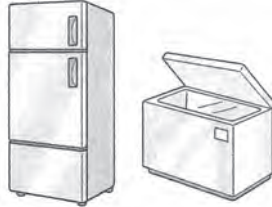
エアコン

洗濯機・衣類乾燥機

ブラウン管式テレビ



液晶テレビ・プラズマテレビ

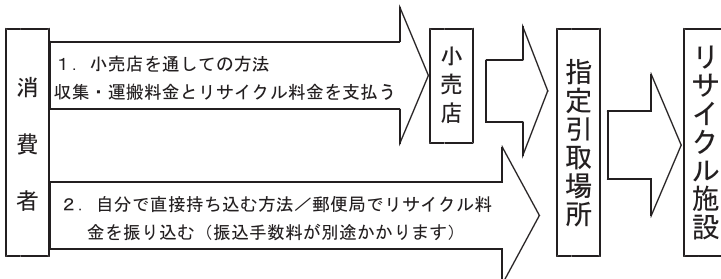


(室外機も含む)



対象家電の排出方法

循環型社会の実現を目指す家電リサイクル法が平成13年4月1日から施行され、リサイクルの対象となる家電の処理に「リサイクル料金」がかかるようになってきました。これらを排出するためには2つの方法があります。



■1.家電小売店を通して排出する方法

「リサイクル料金」と「収集・運搬料金」がかかります。

- 新しく買い替えるとき
購入する家電小売店に依頼してください。
- 買い替えずに排出するとき
排出する製品を購入した家電小売店に依頼してください。
購入した家電小売店が町内にないときやわからないとき、通信販売・輸入などで購入したときは、最寄りの家電小売店にお問い合わせください。収集・運搬料金は家電小売店によって異なります。また、軒先集荷、2階からの排出など、状況によって別途料金が加算される場合があります。

■2.自分で直接持ち込む方法

「リサイクル料金」がかかります。

- (1) 事前に郵便局・ゆうちょ銀行で振込書が付いた家電リサイクル券に必要事項を書いて「リサイクル料金」を振り込みます。(振込手数料が別途かかります)
- (2) 家電リサイクル券の中の「現品貼付用」に郵便局で返された「郵便振替払込受付証明書」を貼ります。
- (3) 排出する家電製品の右側面の上部に「現品貼付用」を貼ります。
- (4) 排出品と残りの家電リサイクル券を持って、右記のどちらかの指定引取場所へ運びます。

《郵便局での手続》

郵便局・ゆうちょ銀行でリサイクル料金を振り込むときは、窓口でリサイクル券が用意されています。メーカーや書き方など詳しいことは窓口にお問い合わせください。

■リサイクル料金

リサイクル料金は、メーカーや家電リサイクル法対象品目並びにテレビのサイズや冷蔵庫の容量によって異なりますので、詳しくは各メーカー・家電小売店にお問い合わせください。

※(一財)家電製品協会 家電リサイクル券センターのホームページからでも確認できます。

URL <http://www.rkc.aeha.or.jp/>

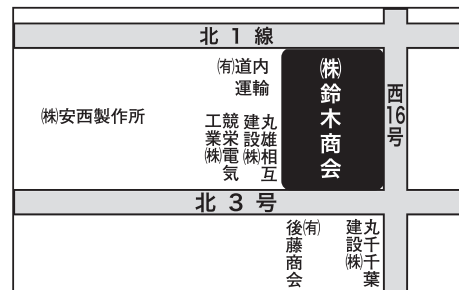
指定引取場所

指定引取場所に持ち込む場合は、下記のどちらかの指定引取場所へ搬入してください。都合により受入日時等の変更がありますので、事前に電話等でお問い合わせください。

(株)鈴木商会道東支店十勝事業所
芽室町東芽室北1線8番地1
電話 0155-62-6211

【受け入れ日時】

日曜・祝日・GW・お盆・年末年始を除く
9:00~17:00



札幌通運(株)営業本部十勝支店

芽室町東芽室北1線22-7
電話 0155-61-3611

【受け入れ日時】

日曜・祝日・GW・お盆・年末年始を除く
9:00~17:00

